

18歳までの医療費無償化の完全実施を 《子育て世代の負担を軽減せよ》かんのが一般質問

私は9月8日、市議会9月定例会で一般質問をしました。テーマは①石井登志郎市長の政治姿勢について②名神湾岸連絡線について③の2項目。石井市長ら市幹部が答弁しました。II 2面に関連記事

石井市長の政治姿勢については、18歳までの医療費無償化などの7点を質問しました。石井市長は3月の市長選挙の公約の1つとして「18歳までの医療費を所得制限なしで無償化し、子育て世帯を支えます」と約束しました。しかし、8月に発表した「こども医療費助成制度の助成拡大について」は公約と違う内容でした。

助成拡大では、これまでの制度の対象外だった全ての高校生と所得基準額以上の世帯の小学4年生から中学3年生までを対象に加える



■一般質問をするかんの
=9月8日

西宮市議会議員

かんの雅一

まさかず

す。この層の医療費の自己負担の限度額は通院について1医療機関当たり1日800円として月3回目以降を無料とします。

入院についての自己負担の限度額は月3200円とします。令和5年1月から実施します。これらの内容を盛り込んだ条例案と補正予算案は市議会9月定例会で可決されました。

つまり、引き続き自己負担が必要な層が存在する制度になり、無償化の完全実施は見送られました。私は「なぜ18歳までの医療費無償化を見送ったのか。いつ実現するのか。無償化で新たに必要になる財源の手当てはどうするのか」と質問しました。

石井市長は「財政状況などに鑑み、早い段階で全く助成を受けられない子供たちに支援を行いたいと考え、今回の提案となった。任期内の完全無償化を目指す。財源の手当てについては全体のマネジメントの中で捻出していきたい」と答弁しました。

私は「財源の問題から段階的な実施にならざるを得ないとわかっていたのなら、選挙公約でもそのような内容にすべきだった」と指摘。任期内の完全無償化について「子育て世代の経

[こども医療費助成制度の助成拡大について]

【現行制度】				
制度名称	乳幼児等医療費助成制度		こども医療費助成制度	
年齢・学年	0歳	1歳～小3	小4～中3	高1～高3
所得区分	基準額以上	通院：800円、入院：3,200円		助成無し(3割負担)
	基準額未満	通院：無料、入院：無料		

【令和5年1月から実施】		乳幼児等医療費助成制度		こども医療費助成制度	
制度名称		0歳	1歳～小3	小4～中3	高1～高3
年齢・学年					
所得区分	基準額以上	通院：800円、入院：3,200円			
	基準額未満	通院：無料、入院：無料			

所得基準：扶養義務者(父母等)全員の市民税所得割額の合計が235,000円。
通院：1医療機関あたり1日800円を限度、月2回まで。3回目以降は無料。
入院：定率1割負担(上限：3,200円/月)。3か月を超える入院の場合は4か月以降、無料。

済的な負担を軽減させるため、市政への市民の信頼を損なわないため、必ず実現させてほしい」と訴えました。

西宮市政報告

かんの新聞

第30号
年4回発行

ジャーナリストの視点で 調べる・伝える



元産経新聞記者 保守系無所属

西宮北高と西宮甲山高が統合へ 令和7年度 県立高校の再編計画

少子化による 生徒数の減少を受け

兵庫県教育委員会は県立全日制高校を再編する方針を固め7月、令和7年度に統合する14校を発表しました。西宮市が入る第2学区では、県立西宮北高校と県立西宮甲山高の2校が統合されることになりました。県教委は統合の背景として少子化による生徒数の減少を挙げています。

第2学区は西宮市をはじめ、尼崎市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町・丹波篠山市・丹波市で構成しています。

第2学区の公立全日制高校は39校で、このうち西宮市内に8校あります。1学年の学級数は西宮甲山高



■県立西宮北高校＝苦楽園二番町



■県立西宮甲山高＝鷲林寺字剣谷

が8校の中で最も少ない4学級で、西宮北高校はそれに次ぐ5学級です。県教委は統合後の高校の学級数について普通科・総合学科で1学年6〜8学級が望ましいとしています。令和7年3月の第2学区の公立中学校卒業生数について4年3月に比べて194人少ない3572人と推計したうえで、「少子化により学区全体の小規模化が懸念される」と指摘し、「特に、西宮市の生徒数の大幅な減少が見込まれる」としています。

西宮北高校と西宮甲山高の2校を統合の対象としたことについては「西宮市に所在し、直線距離で約1.9キロと近接する、小規模化した2校を統合して学校規模を大きくすることにより、多様な学びが可能となる新しい学校に再編し、教育活動の活性化を図る」としています。

県教委は統合対象校の校長や教頭、市町教育委員会などで構成する「発展的統合に向けた検討委員会」を設置。今年中に統合後の新高校の教育活動の特色や想定設置場所を含めた基本計画を発表するとしています。

いつでも電話を!

新型コロナウイルスの感染拡大が私たちの暮らしを直撃しています。感染への不安や体調、仕事、経済的な問題、家庭の問題をはじめ、色々な事情でつらい思いをされている方が多いと思います。悩みを抱え込まないでください。いつでもいいので私に電話してください。一緒に考えましょう。私の連絡先はこのページの下に記載しています。メールやFAXでも結構です。

定期送付のご案内

西宮市政報告「かんの新聞」は年間4回、発行し、南甲子園地区(市立南甲子園小学校の校区など)と周辺地域を中心に各戸配布し、西宮市内に配達する産経新聞朝刊に折り込みとして入れます。それ以外の方、ビラ配布禁止の集合住宅にお住まいの方、確実に入手したい方には定期的に送付します。下記●印の必要事項を記載いただき、お申し込みください。市政へのご意見、ご要望や「かんの新聞」のご感想もお書きいただければ、うれしいです。「かんの新聞」のバックナンバーをご希望の方もご連絡ください。

●「定期送付希望」●郵便番号●ご住所●お名前●ご連絡先電話番号●メールアドレス

はがき宛先 〒663-8153 西宮市南甲子園3丁目4-51-101 メール・FAXでのお申し込みは
本紙最下段に記載の宛先まで

言葉の解説

産後ケア事業とは何?

出産後に心身の不調や育児に不安がある母親を、助産師らが支援する行政サービスです。本市では助産師が自宅で沐浴や授乳などの育児をサポートする居宅訪問型のサービスを実施しています。母親一人ひとりの悩みに応じて一緒に改善策を考えて支援します。12月からは医療機関や助産所などに宿泊し、休養の機会と母子のケアの提供を受ける宿泊型と、これらの施設に母子が通う通所型も導入します。



本名:菅野 雅一(かんの・まさかず)

昭和33年(1958年)、神戸市生まれ。上智大学文学部新聞学科卒業。昭和60年に産経新聞社に入社。平成27年1月に退社し、同年4月の市議選に初当選。31年4月の市議選で再選。保守系で政党無所属。「会派・ぜんしん」メンバー。南甲子園自治会副会長。NPO法人海浜の自然環境を守る会副理事長。社会福祉法人真砂ちどり保育園理事長。防災士。保育士。

次号は令和5年2月の発行予定です

かんの雅一 事務所

〒663-8153 西宮市南甲子園3丁目4-51-101

TEL:090-1895-1488 FAX:0798-40-9530

《MAIL》info@kannomasakazu.com

●詳しい政策はホームページへ www.kannomasakazu.com

かんの雅一

検索

地域の防災情報を知っておきましょう

今津小は早めの避難を受け入れる「自主避難所」

南甲子園小は高潮と洪水の避難情報発令で開設

市は9月18日午後2時から19日朝にかけて、台風14号への警戒のため、市立今津小学校など14か所の指定避難所を開設しました。その一方で、市立南甲子園小学校などの他の指定避難所を開設しませんでした。私は市民から「どのような基準で避難所を開設するのか」との問い合わせを相次いで受けました。

市は避難情報について土砂災害と高潮被害、武庫川の氾濫による洪水の3つの災害の種類別に①警戒レベル3の「高齢者等避難」(危険な場所から高齢者等は避難)②警戒レベル4の「避難指示」(危険な場所から全員避難)③警戒レベル5の「緊急安全確保」(命の危険 直ちに安全確保)の3つの警戒レベルで発令します。市は警戒レベル4までの段階で避難行動をとることを求めています。

市が指定する避難所は139か所あり、大きく3種類に分かれます。市は避難情報を発令しなくても、災害が発生する可能性が高いと判断した場合、庁内に災害警戒本部を設置します。この段階で気象状況等を勘案し、必要に応じて開設する避難所が、今津小など14か所です。市はこれらを庁内で「自主避難所」と名付けており、早めに避難したい市民を受け入れます。

次に、避難情報を発令した時、それぞれの災害に対応して避難所を開設します。土砂災害では市立大社中学校など13か所を、高潮被害では南甲子園小など8か所を、洪水では南甲子園小など22か所をそれぞれ開設します。

これら以外に地震等の被害が甚大な大災害の場合に開設される「その他の避難所」が市立甲子園浜小学校や市立春風小学校など90か所あります。



■市立南甲子園小学校＝南甲子園



■市立今津小学校＝今津二葉町

台風14号では、市はいずれの避難情報も発令しませんでした。庁内に災害警戒本部を設置しました。その際に気象情報等を勘案し、今津小など14か所の「自主避難所」を開設しました。南甲子園小などの他の避難所は開設しませんでした。

市は避難所の開設などの防災情報について市のホームページの中「西宮市防災ポータル」や事前登録が必要なメール配信「にしのみや防災ネット」、SNSなどで発信します。市が避難所を開設する際、各避難所の担当になっている市職員は原則、市役所で避難所の鍵やタブレット端末、非常用携帯電話などを受け取り、公用車で避難所に行きます。

南甲子園小、今津小の両校とも高潮時には3階以上の教室、洪水時には2階以上の教室がそれぞれ避難所になります。避難情報を発令していない段階での今津小の避難所は体育館です。

市は津波発生時などに地域住民などが一時もしくは緊急に避難できる津波避難ビルも指定しています。

市は「全戸配布した令和4年度西宮市防災マップなどで日ごろから地域の防災情報を入手してください」と話しています。

避難所などについての問い合わせ先
市災害対策課 ☎0798・35・3626

避難情報の発令前に開設する「自主避難所」	
今津小学校(今津二葉町)、鳴尾小学校(鳴尾町)など14か所	
避難情報の発令で開設する避難所	
土砂災害	大社中学校(神原)、上ケ原南小学校(上ケ原九番町)など13か所
高潮被害	南甲子園小学校(南甲子園)、高須小学校(高須町)など8カ所
洪水	南甲子園小学校(南甲子園)、鳴尾北小学校(学文殿町)など22か所
地震等の被害が甚大な大災害時に開設する「その他の避難所」	
甲子園浜小学校(古川町)、春風小学校(上甲子園)など90か所	

西部工場を全面解体 令和6年度中に事業計画を見直し

市はごみ焼却施設として平成24年度まで稼働した西部工場(浜松原町)について令和6年度中に全施設を解体することを決めました。現在の事業計画では令和5年度に車庫棟などを解体して段階的な解体を進めるものの、全施設の解体の時期については未定としていました。その後の調査で屋外施設の劣化が進み、内部に溜まったダイオキシン類の漏出などが懸念されるため、事業計画を見直し、6年度中に全施設を解体することになりました。

用地補償の手続きを早急に提示せよ

名神湾岸連絡線
9月定例会で一般質問

私は市議会9月定例会の一般質問で名神湾岸連絡線について取り上げました。土地所有者との用地交渉を含めた用地補償の手続きが令和5年度から始まる予定にもかかわらず、国が手続き内容を含めた事業のスケジュールを提示していないことを踏まえて質問しました。

私は「多くの市民は連絡線事業に伴って移転せざるを得ないのか、移転するとすれば、いつ移転する必要があるのかなどについてわからず、不安な毎日を過ごしている」と指摘。「市は国に対して用地補償の手続きを早急に提示するように求めべきだ」と訴えました。

市は「市民や事業所の皆様が不安にかられることのないよう、国が事業を確実に進捗させることは重要」との認識を示し、「国に対して事業の詳細スケジュールを提示するように求めていく」と答弁しました。



■立体道路制度を活用して整備された高速道路＝大阪市内

西宮浜での立体道路制度の導入検討を提案

想定ルートにある西宮浜などの事業所は移転する必要がある場合、代替地の提供を求めています。しかし、国や兵庫県などが提供する産業用地の情報を見ても、事業所が考える条件を満たす代替地はほとんどありません。

私は多くの事業所が現在地での事業継続を希望していることを踏まえ、「大都市で導入されている立体道路制度を検討してはどうか」と提案しました。立体道路制度は幹線道路等の整備促進と土地の高度利用に関する取り組みの1つです。道路の区域を立体的に定め、それ以外の空間利用を可能にすることで、道路の上下空間での建築を可能にし、道路と建築物等との一体的整備を実現する制度です。

私は「道路を整備するからと言っても、必ずしもその道路の上空や高架下の権利までも全て買い取って占有する必要はない」と訴えました。

市は「移転等を余儀なくされる事業所が多くある」との認識を示したうえで、「国・県と協力し、適切な代替地の確保について検討していく」と強調しました。立体道路制度については「西宮浜の土地利用状況をみたくて、制度の趣旨等を踏まえた慎重な判断が必要」と回答しました。

ゴルフ練習場との契約を再延長

人工島の甲子園浜
令和9年12月まで

人工島の甲子園浜のゴルフ練習場「アコーディア・ガーデン甲子園浜」の営業が令和9年12月まで延長される見通しになりました。この土地約5.6ヘクタールを所有する西宮市土地開発公社とゴルフ練習場の経営会社との契約は今年12月に満了になりますが、市は5年間、延長させる方針を決めました。

この土地は市が昭和60年、下水処理場の拡張用地として公社に兵庫県企業庁から購入させた約13ヘクタールの一部。その後、市の下水処理計画が変更になったため、不要になりました。

このため、公社はゴルフ練習場の用地として練習場の経営会社と年間約1億円の賃料で10年間の賃貸借契約を結びました。この契約が令和元年7月で満了し、3年5か月の延長をしました。

この土地は公社に先行取得させた経緯があるため、市は公社から購入する必要があります。購入後の利用方法を検討し、サッカーなどに利用できる多目的グラウンドを含む公園として整備する方針を固めました。

しかし、市は「コロナ禍による厳しい財政状況を踏まえて、この公園整備事業が多額の費用を必要とすることから着手を保留しています。今後の

指定ごみ袋制度で大きな効果
本格導入後3か月間

市は指定ごみ袋制度の導入による、ごみの減量と再資源化促進の効果について本格的に導入した今年7月から9月までの3か月間の数値を明らかにしました。

「もやすごみ」は前年同期比14.0%の減量、「事業系可燃ごみ」は同8.0%の減量になりました。資源の回収量については「その他プラ」が同69.1%の増量、「ペットボトル」は同27.7%の増量、新聞紙等や雑誌等の「資源A・B」は同9.7%の増量になり、いずれの数値についても指定ごみ袋制度の導入効果が表れていることがわかりました。市は「多くの市民の皆さんが指定ごみ袋を積極的に使ってくださり、制度の導入当初から大きな効果を上げることができた。引き続き周知に努め、ごみの減量を進めたい」(環境局)としています。

もやすごみが14%減量 再資源化も促進